

公害防止協定の改定について

1 背景

江別市では、王子エフテックス株式会社江別工場（以下「王子エフテックス」という。）及び王子グリーンエナジー株式会社との三者で公害防止協定を締結している。

このたび、王子エフテックスが令和3年12月をもってクラフトパルプ製造設備を停止することとなり公害防止協定書の内容を見直す必要が生じた。

2 改定内容

- (1) 製造設備停止に伴い、大気汚染防止対策の見直し
- (2) 同様に、悪臭防止対策の見直し
- (3) その他関連する事項について

3 今後について

今回の改定は、王子エフテックスの製造設備停止に伴うものであることから、当市と王子エフテックスの二者で協定の内容を協議した後、締結する予定である。

【参考：現協定の概要】

この協定は、操業に係る公害の発生を未然に防止し、住民の健康の保護及び良好な地域の生活環境と安全確保のため、三者において締結している。

①大気汚染防止対策

種 類	協定規制基準
いおう酸化物の総排出量	日平均 150 m ³ N/h
ばいじんの総排出量	日平均 110 kg/h
ばいじん排出基準	設備ごとに排出基準を設定。
窒素酸化物排出基準	

②悪臭防止対策

悪臭物質	協定規制基準
硫化水素	0.02ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm

③その他

水質汚濁防止対策、騒音振動防止対策としては、排水口における水質の許容限度や工場敷地境界線での平常時の騒音・振動の大きさについて規定している。